公共交通維持・確保支援事業補助金
（セカンドキャリア運転手担い手推進事業）交付要領

令和６年４月１日制定
令和７年４月１日改定

（通則）
第１条　公共交通維持・確保支援事業補助金（セカンドキャリア運転手担い手推進事業）（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和４６年福井県規則第２０号）および福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課所管補助金等交付要綱によるほか、この交付要領の定めるところによる。

（目的）
第２条　この補助事業は、県民や来県者等の移動手段を確保するため、退職前の会社員等がセカンドキャリアとして公共交通の運転手を選択しやすくなるよう、第二種免許の取得費用を支援し、もって公共交通の運転手を確保することを目的とする。

（補助金交付対象者）
第３条　補助金の交付対象者は、自ら第二種免許を取得した者であって、補助金の交付申請時において次に掲げる要件を全て満たすものとする。
（１）　福井県内に住所を有していること。
（２）　~~現に~~第二種免許取得時点において、バスやタクシー事業所以外で会社員または団体職員等として勤務していること。ただし、経営者や個人事業主等の自営業として働いている者は除く。
（３）　令和８年３月３１日までに現在の職を退職し、退職後３か月以内に県内の乗合バス事業者またはタクシー事業者に再就職する意志を有していること。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業のみを行っている事業者や福祉輸送事業限定で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている事業者への就職は含まない。
（４）　令和７年３月１日から令和８年２月２８日までに第二種免許を取得した者
（５）　公共交通維持・確保緊急対策事業補助金（大型二種免許取得支援事業）の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）
第４条　補助対象経費は、大型第二種免許、または普通第二種運転免許取得に係る教習料金および免許取得費とし、別表に定める経費のうち知事が必要と認める経費とする。
２　補助金交付申請日の前日から１０カ月前までの経費を補助対象経費とする。

（補助金の額）
第５条　補助金の額は、補助対象経費の１０／１０に相当する額以内とし、かつ予算の範囲内とする。ただし、下記の金額を補助上限とする。
補助上限：大型第二種免許取得の場合　６０４千円
普通第二種免許取得の場合　２６６千円
２　補助金の支給は、１人につき１回に限るものとし、過去にこの補助金の支給を受けた者は再び申請できないこととする。

（補助金の交付申請兼実績報告および請求）
第６条　補助事業者は、知事に対し、以下の申請書類を提出する。
（１）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）
（２）第二種免許取得者の運転免許証など第二種免許を取得したことが分かる書類
（３）補助金の使途を証する領収書の写しまたは支払いが確認できる書類
（４）振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。）
（５）県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（様式第２号）および地方消費税の納税証明書
（６）補助金交付請求書（様式第３号）
（７）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定および額の確定）
第７条　知事は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定および額の確定を行い公共交通維持・確保支援事業補助金（セカンドキャリア運転手担い手推進事業）交付決定兼額の確定通知書（様式第４号）により、補助対象者に通知するものとする。
２ 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
３ 知事は、前項の規定により審査した結果、支援金を交付しないことを決定したときは、公共交通維持・確保支援事業補助金セカンドキャリア運転手担い手推進事業）不交付決定通知書（様式第５号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付取消および返還）
第８条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。
（１）退職後３か月以内に県内の乗合バス事業者またはタクシー事業者に再就職しなかったとき。
（２）乗合バス事業者またはタクシー事業者に就職後、１年以内に離職したとき。
（３）この交付要領の規定に違反したとき。
（４）補助金の交付決定の条件に違反したとき。
（５）補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（調査の実施）
第９条　補助金を受けた者は、補助金支給後に県が実施する実態調査に協力しなければならない。調査に協力しない場合、補助金の返還を求めることがある。

（その他）
第１０条　この交付要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則
１　この交付要領は、令和６年４月１日から施行する。
２　この交付要領は、令和７年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第６条関係）補助対象経費

経費区分	内容	補助率 補助上限
免許取得費	大型第二種免許または普通第二種運転免許の取得に係る教習料金および免許取得費（運転免許試験手数料および運転免許証交付手数料を含む。） ただし、教習所や運転免許センターまでの旅費は対象外とする。	補 助 率：１０／１０ 補助上限： ６０４千円（大型二種） ２６６千円（普通二種）
その他	補助の目的達成のため、知事が必要と認める経費	

・補助対象経費は、補助の目的達成のために必要とされるものに限る。
・補助対象経費は、千円未満切捨てとする。